

○平成26年1月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申）（中央環境審議会）

（4）鳥獣保護法等の制度運用の現状

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、鳥獣の保護、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険予防が図られている。これらの事務は、地域の状況に応じて行うことが重要であることから、一部の国の事務を除いて、都道府県が国の指針に即して鳥獣保護事業計画を策定して実施することとなっている。

鳥獣保護法による鳥獣の保護は、捕獲を規制することや鳥獣保護区等の指定・管理により行われる。しかし、平成11年に特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）制度が設けられ、鳥獣種によっては、個体群管理、被害防除及び生息環境管理を総合的に実施し、科学的・計画的な保護管理を行うことにより保護を図ることが必要とされた。

（5）国の取り組みの強化

国立公園や国指定鳥獣保護区等の国が管理する地域について、生態系被害が生じているなど、当該地域の保全すべき価値が損なわれるおそれがある場合には、所在する都道府県の特定計画と十分整合を取りつつ、国が都道府県や市町村などと連携・協力の上、個体群管理のための対策を取ることにも必要である。